

岡山市訓令甲第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関 一 般

岡山市まち・ひと・しごと創生本部設置規程を次のように定める。

平成27年1月22日

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市まち・ひと・しごと創生本部設置規程

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢化という大きな課題に対応し、自立した活力ある地域社会を創生するため、岡山市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 創生本部は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定による岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
- (2) 前号の総合戦略に掲げる施策の推進及び検証
- (3) その他創生本部の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とし、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長（政策局担当）をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者その他本部長が指名する者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(会議)

第4条 創生本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 創生本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。

3 本部長は、必要があると認めた場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 創生本部の庶務は、政策企画課において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、創生本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副市長 (政策局担当以外) 理事 (ESD世界会議推進局長 会計管理者) 危機管理担当局長 (女性が輝くまちづくり担当局長) 政策局長 政策局市長公室担当局長 政策局副局長 行政改革担当局長 安全・安心ネットワーク担当局長 総務局長 総務局人材育成・労務担当局長 財政局長 市民局長 北区長 中区長 東区長 南区長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 環境局長 経済局長 都市整備局長 下水道局長 消防局長

別表第2 (第3条関係)

水道事業管理者 市場事業管理者 教育長